



特別ニュース

第 2 号

2005 年 2 月 22 日

島根大学職員組合

内線 2198, ダイヤルイン 32-6407

E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp

WWW <http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

就業規則等改正の主な点

中央執行委員会

今回の就業規則改正に対する意見聴取に際して、組合中執はその内容を検討しました。その結果、改正規定の内容にいくつかの疑問を持ちました。そこで、人事課長に対して、質問事項を示すので組合四役に説明して欲しいと要求し、実現しました。

下記の日時に説明が行われましたので、報告します。

記

1. 日時： 2 月 17 日午前 10 時 ~ 午前 11 時 10 分
2. 場所： 本部棟 5 階小会議室
3. 出席者： 浅野正人事課長，三原隆人事課長補佐，伊藤一良専門職員
谷口隆雄委員長，居石正和副委員長，高島郁雄書記長，権藤誠剛書記次長

冒頭に、浅野課長より、今回の改正の主な点についての説明がなされた。

- ・ 就業規則の改定
 - (別表第 1 関係)
 - 松江事業場と出雲事業場の授業開始時刻の統一に伴うもの
 - 総合情報処理センターの勤務実態に合わせたもの
 - (別表第 2 関係)
 - 生物資源科学部付属生物資源教育研究センターの 4 週間単位の変形労働時間の導入
- ・ 法律改正に伴う育児休業規定及び介護休業規定の改定
- ・ 非常勤職員の名称追加
 - 共同研究の継続を事由とした退職後の教授などを特任教授などとするため
 - 保健管理センターのカウンセラーを特任講師とするため
- ・ 職員組合が学長交渉で要求した非常勤職員の夏期特別休暇の付与，及び
時間雇用職員の忌引休暇付与に伴う改定

11 項目の質問に対して口頭にて回答と説明がなされた。

改正就業規則でどうかわる労働条件

現在，大学側が就業規則（枝規程を含む）の変更を提案しています。
もしこの改正就業規則がそのまま施行された場合，わたしたちの労働条件はどうかわるでしょうか。

改正にかかる新旧対照表と、質問に対する大学側の回答をもとに、改正される点をまとめました。

■ 育児と介護に関して

小学校に上がるまでの子供を持っている場合，朝 7 時から夜 10 時までの範囲の中で，8 時間（8 時間 45 分拘束）の時間を自由に選んで働けるようになります。（従来は 3 歳まで，1 時間または 2 時間刻み）（就業規則第 77 条；育児休業規程第 17 条）

妻の出産のためにとる特別休暇の事由が拡大されます。「入院もしくは退院の際の付添い，出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話，子の出生の届出」は OK に併せて，取得方法（休暇の単位）も「1 日又は 1 時間単位で 2 日まで」（従来 1 日単位で 2 日まで）と，取得事由の拡大に合わせて弾力化されます。また，産前産後の期間の上のお子さん（小学校入学前）の世話のための特別休暇が新設されます。（就業規則別表第 7）

任期付職員のうち，一定条件（すでに 1 年以上勤務しており，子が 1 歳になってからさらに 1 年働く）を満たせば育児休業を取得できるようになります。（育児休業規程第 3 条）

ひとりの子についての育児休業の申出が一定条件（別の休業制度の利用が切れたり，配偶者の死亡や離婚など，任期付職員の任期更新時など）を満たせば一度きりではなく再度認められるようになります。（育児休業規程第 4 条）

任期付職員のうち，一定条件（すでに 1 年以上勤務しており，介護休業開始から 186 日プラス 1 年働く）を満たせば介護休業を取得できるようになります。（介護休業規程第 4 条）

一人の要介護者についての介護休業の申出が，一定条件（別の要介護者の休業にはいった後その状態がなくなった，育児休業に切替えた後その状態がなくなった，任期付職員の任期更新時など）を満たせば，一度切りではなく再度できるようになり，合算で 186 日まで（部分休業も併せて）認められるようになります（従来は一度切り，連続する 6 ヶ月）。また，再発して要介護状態になった場合にも，合計で 186 日まで取得できるようになります。（介護休業規程第 6 条，第 9 条）

介護部分休業について，始業終業時刻の繰り上げ，繰り下げ措置の時間設定が，朝 7 時から夜 10 時までの範囲の中で，8 時間（8 時間 45 分拘束）の時間を自由に選んで働けるようにな

ります。(従来は1時間または2時間の繰り上げ・繰り下げ)(介護休業規程第15条)

■ 就業時間と休日に関して

非常勤職員に従来より広範な休暇があたえられるようになります。6ヶ月以上の勤務または6ヶ月以上の雇用期間を条件に、忌引休暇(有給；従来は日日雇用職員のみ)、夏季休暇(有給；新規，日日3日，時間1日)が、またすべての非常勤職員に子の看護のための休暇(無給；年に5日)(非常勤就業規則第39条)

一般の教育職員の始業終業時刻の表に、新たに午前8時30分始まり午後5時45分終わりの区分が設けられます。この区分に当てられると、9時間15分拘束(一般には8時間45分)となり、実質的に休憩のとれそうにもない午後2時15分からの15分間の休憩時間が余分にあたられます(昼の休憩1時間，そのほか午後4時からの15分が「休息时间」)。(就業規則別表第1)

ポイラー業務の始業終業時刻の表が変更されます。総合情報処理センター技術職員，教務職員が窓口業務の始業終業時刻の表に追加されます。(就業規則別表第1)

看護職員の4週単位変形の場合の休憩時間の変更，農場技術職員の4週単位の変形の導入がなされます。(就業規則別表第2)

休日出勤の振替休日にも，大学側の判断(「業務上の都合」)で宿日直を命じられる可能性があります。(従来は振替休日にはなかった)(就業規則第60条)

教職員研究集会開かれる

2月10日、職員組合は「法人化後の島根大学」と題して教職員研究集会（教研集会）を開催しました。

中央執行委員会からは、島根大学の財政状況に関する報告がありました。報告では、政策的配分経費や競争的配分経費の増加が教育基盤経費を圧迫し、個人研究費が著しく減少していることや、授業料基準額の引き上げとセットになった政府による運営費交付金削減が今後も繰り返されていく危険性などが指摘されました。そして、特に授業料値上げに関しては、大学当局が説明責任を果たすこととともに、運営費交付金削減に引き続き反対していくことを、組合として求める必要などが議論されました。

各支部からは職場の実情に関し、様々な問題が提起されました。

法文支部からは、一期目の反省点を踏まえた第二期改修工事の進め方について。総合理工支部からは、JABEE（日本技術者教育認定制度）の導入に伴い、教員や学生に加わる負担が高まる可能性について。教育支部からは専門職大学院構想に伴う改組により教員の身分保障問題が生じる可能性について。生物資源支部からは、建物使用制限に伴い働き方に大きな変化が見られることや、多くの職員が自家用車を業務使用している実態について。

職員支部からは、第一次改善方針後の職場討議の実施状況が部署によって異なったり、超過勤務が伏在したりする状況について。レディース専門部からは、他大学と比較して著しく遅れた男女共同参画推進に向けた取り組みの状況について。以上の報告を通じ意見交換が活発になされました。

過半数組合へ！高まる期待

職員支部が行ったアンケートでは、組合に対する期待や加入の意思を持った職員の方が多くおられることが紹介されました。こうした期待に応えるためにも、また今回の教研集会の中で提起された問題をよりよい方向で解決していくためにも、職員の過半数が加入する組合ができる必要があります。

現在、新規加入された方には、映画券、ビール券、サウナ券（女性限定）の中から好きなものを進呈するキャンペーンを実施しています。あなたも、この機会にぜひ職員組合に加入しましょう！

職員組合（内線 2198、ダイヤルイン 0852-32-6407）

-----キリトリ-----

島根大学職員組合 加入申込書

年 月 日

島根大学職員組合 御中

島根大学職員組合に加入したいので申し込みます。

氏名	生年月日 年 月 日	性別 男 ・ 女
所属	学 部 課（室）	学 科 係
職種	E-mail	

学内便で組合BOX（法文学部棟3階西側）へ提出願います。